



鳥取県公報

平成 27 年 3 月 17 日 (火)
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|--|
| ◇ 規 則 | 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (17) (砂丘事務所) 3 |
| | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則 を廃止する規則 (18) (循環型社会推進課) 8 |

==== 公布された規則のあらまし ====

◇日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 原状回復を命令する権限を鳥取砂丘レンジャーに委任する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の廃止について

1 規則の廃止理由

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部が改正され、フロン類の回収又は破壊を行う者に対する規制が見直されたことに伴い、不要になった届出書の様式等を廃止する。

2 規則の概要

- (1) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則は、廃止する。
- (2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

規 則

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則（平成21年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(鳥取砂丘レンジャー)</p> <p>第 3 条 <u>砂丘利用者に対する条例第 3 条の基本理念の周知並びに条例第11条第 1 項及び第 2 項の規定による指示の事務を処理させるため、鳥取砂丘レンジャーを置く。</u></p> <p>2 略</p> | <p>(鳥取砂丘レンジャー)</p> <p>第 3 条 <u>鳥取砂丘の保全と再生に関する砂丘利用者への説明、指導監督等に関する事務を処理させるため、鳥取砂丘レンジャーを置く。</u></p> <p>2 略</p> |
| <p>(権限の委任)</p> <p>第 4 条 知事は、鳥取砂丘レンジャーに次に掲げる事務を行う<u>権限を委任する。</u></p> <p>(1) <u>条例第12条の規定による原状回復の命令</u></p> <p>(2) <u>条例第14条の規定による過料の処分</u></p> <p>(3) <u>条例第14条の規定による過料に関する口頭による納入の通知</u></p> <p>2 略</p> | <p>(事務の委任)</p> <p>第 4 条 知事は、鳥取砂丘レンジャーに次に掲げる事務を委任する。</p> <p>(1) <u>条例第11条第 1 項の規定による指示</u></p> <p>(2) <u>条例第14条の規定による処分</u></p> <p>(3) <u>前号の処分に係る鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第15条第 1 項の規定に基づく口頭による納入の通知（当該処分後、現金を直接収納するものに限る。）</u></p> <p>2 略</p> |
| <p>(中止等の指示等)</p> <p>第 5 条 <u>鳥取砂丘レンジャーは、条例第11条第 1 項又は第 2 項の規定による指示をするとき、様式第 1 号による指示書を交付するものとする。</u></p> <p>2 <u>鳥取砂丘レンジャーは、条例第12条の規定による原状回復の命令をしようとするときは、当該命令を受ける者に対し、あらかじめ様式第 2 号による告知書を交付してその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>鳥取砂丘レンジャーは、条例第12条の規定による</u></p> | <p>(中止等の指示等)</p> <p>第 5 条 <u>条例第11条第 1 項の規定による指示は、様式第 1 号による指示書を交付することにより行うものとする。</u></p> <p>2 <u>条例第12条の規定による命令は、あらかじめ様式第 2 号による告知書を禁止行為をした者に交付して、弁明の機会を付与した上で、様式第 1 号による命令書を交付することにより行うものとする。</u></p> <p>3 略</p> |

原状回復の命令をするときは、様式第3号の2による命令書を交付するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第3項の証明書は、様式第4号によるものとする。

(過料の処分)

第7条 鳥取砂丘レンジャーは、条例第14条の規定による過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ様式第4号の2による告知書を交付してその旨を告知するとともに、弁明の機会を与えるものとする。この場合における弁明については、第5条第3項の規定を準用する。

2 鳥取砂丘レンジャーは、条例第14条の規定による過料の処分をするときは、様式第5号による過料処分通知書を交付するものとする。

様式第1号 (第5条関係)

指示書

| | | |
|---|--------|-------|
| 略 | | |
| 略 | 指示の年月日 | 年 月 日 |
| | | 時 分 |

あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第 号に掲げる行為(第11条第2項に規定する犯罪行為)を行ったので、同条例第11条第1項(第2項)の規定により、以下のとおり中止(及び原状回復)を指示する。

| | |
|-----------|--|
| 行為を行った日時 | 略 |
| 行為を行った場所 | |
| 行為の内容 | |
| 中止等の指示の内容 | <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/> 略 |

備考

- 1 略
- 2 指示を受ける者の氏名及び住所を確認することができないときは、性別、身体的特徴、衣服その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。

(身分証明書)

第6条 条例第11条第2項の証明書は、様式第4号によるものとする。

(過料の処分)

第7条 条例第14条の規定による処分は、あらかじめ様式第2号による告知書を禁止行為をした者に交付して、弁明の機会を付与した上で、様式第5号による過料処分通知書を交付することにより行うものとする。この場合における弁明については、第5条第3項の規定を準用する。

様式第1号 (第5条関係)

指示(命令)書

| | | |
|---|------------|-------|
| 略 | | |
| 略 | 指示(命令)の年月日 | 年 月 日 |
| | | 時 分 |

あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項の規定に違反して禁止行為を行ったので、同条例第11条第1項(第12条)の規定により、以下のとおり禁止行為の中止(及び原状回復)を指示する(原状回復を命ずる)。

| | |
|-------------------|--|
| 禁止行為を行った日時 | 略 |
| 禁止行為を行った場所 | |
| 禁止行為の内容 | |
| 中止等の指示(原状回復命令)の内容 | <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/> 略 <input type="checkbox"/> 年 月 日までに を原状回復することを命ずる。 |

備考

- 1 略
- 2 指示又は命令を受ける者の氏名及び住所を確認することができないときは、性別、身体的特徴、衣服その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。

様式第2号（第5条関係）

| | |
|--|---|
| 告知書 | |
| | 略 |
| 略 | |
| あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第 号に掲げる行為を行ったので、同条例第12条の規定により、原状回復命令の対象になります。 | |
| 違反した日時 | 略 |
| 違反した場所 | |
| 違反の内容 | |
| この処分に先立ち、鳥取県行政手続条例第13条第1項の規定により、弁明の機会を付与します。なお、弁明する場合の弁明書の提出先及び提出期限は次のとおりです。 | |
| 略 | |

備考 略

様式第5号（第7条関係）

| | |
|---|---|
| 過料処分通知書 | |
| 略 | |
| あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第 号に掲げる行為を行った（第11条第1項による中止等の指示・第12条の規定による原状回復命令に従わなかった）ので、同条例第14条第1項（第2項）の規定により、50,000円の過料に処する。 | |
| 違反した日時 | 略 |
| 違反した場所 | |
| 違反の内容 | |
| 略 | |

備考 略

様式第2号（第5条、第7条関係）

| | |
|---|---|
| 告知書 | |
| | 略 |
| 略 | |
| あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項（第11条第1項・12条）の規定に違反して禁止行為を行った（中止等の指示・原状回復命令に従わなかった）ので、同条例第14条第1項（第2項）の規定により、50,000円の過料処分（同条例第12条の規定により、原状回復命令）の対象になります。 | |
| 違反行為を行った日時 | 略 |
| 違反行為を行った場所 | |
| 違反行為の内容 | |
| この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、弁明の機会を付与します。なお、弁明する場合の弁明書の提出先及び提出期限は次のとおりです。 | |
| 略 | |

備考 略

様式第5号（第7条関係）

| | |
|---|---|
| 過料処分通知書 | |
| 略 | |
| あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項（第11条第1項・第12条）の規定に違反して、禁止行為を行った（中止等の指示・原状回復命令に従わなかった）ので、同条例第14条第1項（第2項）の規定により、50,000円の過料に処する。 | |
| 禁止行為を行った日時 | 略 |
| 禁止行為を行った場所 | |
| 禁止行為の内容 | |
| 略 | |

備考 略

第2条 日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第5条関係）

命令書

| | | |
|----|--------|-------|
| 氏名 | 職 氏 名 | 印 |
| 住所 | 命令の年月日 | 年 月 日 |
| 電話 | | 時 分 |

| | |
|---|-----------|
| あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第 号に掲げる行為を行ったので、同条例第12条の規定により、年 月 日までに を原状回復することを命ずる。 | |
| 行為を行った日時 | 年 月 日 時 分 |
| 行為を行った場所 | |
| 行為の内容 | |

備考

- 1 処分に不服がある場合における不服申立ての方法及び訴えの提起の方法を記載した書面を添付し、これらについて教示すること。
- 2 命令を受ける者の氏名及び住所を確知することができないときは、性別、身体的特徴、衣服その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。

様式第4号の(裏)を次のように改める。

| | |
|------------------------|---|
| 5.5 センチ メー トル | <p>1 鳥取砂丘レンジャーが日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則第3条の事務を行うときは、本証を携帯しなければならない。</p> <p>2 関係者の請求があるときは、本証を提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p style="text-align: center;">日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例施行規則（抜すい）</p> <p>第3条 砂丘利用者に対する条例第3条の基本理念の周知並びに条例第11条第1項及び第2項の規定による指示の事務を処理させるため、鳥取砂丘レンジャーを置く。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 知事は、鳥取砂丘レンジャーに次に掲げる事務を行う権限を委任する。</p> <p>(1) 条例第12条の規定による原状回復の命令</p> <p>(2) 条例第14条の規定による過料の処分</p> <p>(3) 条例第14条の規定による過料に関する口頭による納入の通知</p> <p>2 略</p> |
|------------------------|---|

8センチメートル

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第7条関係）

告知書

| | | |
|----|--------|-------|
| | 告知番号 | |
| 氏名 | 職 氏 名 | 印 |
| 住所 | 告知の年月日 | 年 月 日 |
| 電話 | | 時 分 |

| | |
|---|-----------|
| あなたは、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例第10条第1項第 号に掲げる行為を行った（第11条第1項による中止等の指示・第12条の規定による原状回復命令に従わなかった）ので、同条例第14条第1項（第2項）の規定により、50,000円の過料処分の対象になります。 | |
| 違反した日時 | 年 月 日 時 分 |
| 違反した場所 | |
| 違反の内容 | |
| この処分に先立ち、地方自治法第255条の3第1項の規定により、弁明の機会を付与します。なお、弁明する場合の弁明書の提出先及び提出期限は次のとおりです。 | |
| 提出先 | |
| 提出期限 | 年 月 日 |

注 1 あなたに代わって、弁明の手続に関する一切の行為を行うことができる代理人を選任することができます。この場合は、委任状の写しを提出してください。また、代理人がその資格を失った場合も、その旨を書面で届け出てください。

2 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

備考 弁明の機会を付与される者の氏名及び住所を確知することができないときは、性別、身体的特徴、衣類その他当該者を特定し得る事項を該当欄に記載すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則を廃止する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則（平成14年鳥取県規則第70号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。